二　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正関係

1　公共工事の受注者の違反行為に関する事実の通知

各省各庁の長等は、公共工事の受注者である建設業者が一の2、3又は4の㈠若しくは㈢に違反したと疑うに足りる事実があるときは、国土交通大臣等に対し、その事実を通知しなければならないこととした。（第一一条関係）

2　入札金額の内訳の提出

建設業者が公共工事の入札に係る申込みの際に提出する書類のうち、入札金額の内訳を記載した書類において材料費等を記載することを明確化することとした。（第一二条関係）

3　工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務

各省各庁の長等は、公共工事について、その工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととした。（第一三条第二項関係）

4　情報通信技術を利用した公共工事における施工体制台帳の写しの提出義務の緩和

発注者から直接請け負った建設業者が工事現場の施工体制等を記載した施工体制台帳を作成するべき公共工事において、発注者が当該施工体制を情報通信技術を利用する方法により確認することができる場合には、当該建設業者において施工体制台帳の写しの提出を要しないこととした。（第一五条第二項関係）

5　情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保

㈠　公共工事の受注者である建設業者は、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとした。（第一六条関係）

㈡　各省各庁の長等は、㈠の措置が適確に講じられるよう、当該建設業者に対し、必要な助言、指導等の援助を行うよう努めることとした。（第一七条第二項関係）

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇学校教育法の一部を改正する法律（法律第五〇号）（文部科学省）

1　専修学校となるために必要な要件のうち、「授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。」の「授業時数」を「授業時数又は単位数」に改めることとした。（第一二四条関係）

2　専修学校の専門課程において教育を受けることができる者の要件について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改めることとした。（第一二五条第三項関係）

3　専修学校（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置くものに限る。）には専攻科を置くことができるものとし、専攻科は、専修学校の特定専門課程を修了した者等に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は一年以上とすることとした。（第一二五条の二関係）

4　専修学校の特定専門課程を修了した者は、文部科学大臣の定めるところにより、専門士と称することができることとした。（第一三一条の二関係）

5　専門課程を置く専修学校は、その教育水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該専修学校の教育、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、当該状況について、当該専修学校の職員以外の者で専修学校に関し広くかつ高い識見を有するものによる評価を受け、その結果を公表するよう努めることとした。（第一三二条の二関係）

6　施行期日等

㈠　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条関係）

㈡　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第三条関係）

㈢　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（附則第四条～第七条関係）

㈣　この法律は、令和八年四月一日から施行することとした。

◇再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律（法律第五一号）（厚生労働省）

一　再生医療等の安全性の確保等に関する法律の一部改正関係

1　定義

㈠　「再生医療等技術」とは、人の身体の構造若しくは機能の再建、修復若しくは形成又は人の疾病の治療若しくは予防に用いられることが目的とされている医療技術であって、次に掲げるもののうち、その安全性の確保等に関する措置その他の再生医療等の安全性の確保等に関する法律で定める措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいうものとした。（第二条第二項関係）

(1)　細胞加工物を用いる医療技術（細胞加工物として再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）第二三条の二五又は第二三条の三七の承認を受けた再生医療等製品をいう。(2)及び㈡において同じ。）のみをその承認に係る用法等（用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能をいう。以下この(1)において同じ。）又は人の生命及び健康に影響を与えるおそれが当該承認に係る用法等と同程度以下のものとして厚生労働省令で定める用法等で用いるものを除く。）

(2)　核酸等を用いる医療技術（核酸等として医薬品（医薬品医療機器等法第一四条又は第一九条の二の承認を受けた医薬品をいう。以下この(2)及び㈡において同じ。）又は再生医療等製品のみをそれぞれその承認に係る用法等（医薬品にあっては用法、用量、効能及び効果をいい、再生医療等製品にあっては用法、用量、使用方法、効能、効果及び性能をいう。以下この(2)において同じ。）又は人の生命及び健康に影響を与えるおそれが当該承認に係る用法等と同程度以下のものとして厚生労働省令で定める用法等で用いるものを除く。）

㈡　「核酸等」とは、人の体内で当該人の細胞に導入される核酸並びに核酸及びその他の遺伝子の発現と密接な関係を有する物を加工するための機能を有する物（これらを含有する物を含む。）をいい、「特定核酸等」とは、再生医療等に用いられる核酸等のうち医薬品及び再生医療等製品であるもの以外のものをいうものとした。（第二条第五項関係）

㈢　「特定細胞加工物等」とは、特定細胞加工物及び特定核酸等をいい、特定細胞加工物等について「製造」とは、特定細胞加工物にあっては人又は動物の細胞に培養その他の加工を施すことを、特定核酸等にあっては化学合成その他の方法により生成することをいい、「特定細胞加工物等製造施設」とは、特定細胞加工物等の製造をする施設をいうものとした。（第二条第六項関係）

㈣　「特定細胞加工物等製造事業者」とは、4の㈠の許可若しくは4の㈡の認定を受けた者又は4の㈢の届出をした者をいうものとした。（第二条第一〇項関係）